

神戸市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭部門でのCO₂削減及び分散型電源の設置を促進するため、神戸市（以下「市」という。）が行う家庭用燃料電池システム設置補助金（以下「補助金」という。）について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付の対象は、第3条に定める要件に適合する家庭用燃料電池システム（以下「対象システム」という。）の設置（以下「補助事業」という。）に要する費用であって、市内の自ら居住する住宅に燃料電池システムを設置する個人のうち、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システム導入支援事業）交付規定（「令和2年4月1日改正20200311 財資第42号。以下「国交付規程」という。）による補助を受け、戸建住宅または集合住宅（居住区域に対する環境配慮を図るために対象システム専用の設置スペースが確保されていること。）に平成31年4月1日以降に対象システムを設置した者とする。但し、補助事業者が同一年度内に補助金交付を受けられるのは1台分とし、同一対象機器に対する補助金交付は過年度を含め1回限りとする。

(対象システム)

第3条 対象システムは、国交付規程により、一般社団法人燃料電池普及促進協会（以下「協会」という。）が補助対象として指定した機器システムとする。（なお、システムは未使用のものであること。）なお補助事業にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守しなくてはならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、対象システム1台あたり30,000円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を令和3年2月26日までに市長に提出しなければならない。

- ①補助金交付申請書(様式第1)
- ②協会から交付された「補助金の額の確定通知書」の写し
- ③協会から交付された「取得財産等管理台帳」の写し
- ④協会へ提出した「補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)」の写し
- ⑤写真
 - (ア) 燃料電池ユニットの品名番号及び製造番号のアップ
 - (イ) 貯湯ユニットの品名番号及び製造番号のアップ
- ⑥こうべCO2バンク入会申込書
- ⑦住宅を借りているものにあつては、当該住宅について権原を有している者の燃料電池システム設置に係る承諾書
- ⑧その他市長が必要と認める書類

(補助金交付申請の受付)

第6条 市長は、予算の範囲内において、前条による補助事業者からの補助金交付申請を受け付ける。

- 2 前項により受け付けた補助金交付申請の補助申請額の合計が予算を超える場合は、予算を超える日の申請者全員を対象として市による抽選を行い、補助金の交付予定者を決定する。

(補助金交付申請の調査及び決定)

第7条 市長は、第5条による補助金交付申請を受け付けたときは、書類を審査し、必要な調査を行うとともに、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

- 2 市長は、補助金の額を決定し、補助事業者に対し次に掲げる書類をもって通知するものとする。
 - (1) 補助金交付決定通知書(様式第2)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項の調査等により補助金等の交付を不相当と認めるときは、速やかに補助金等の交付を申請した者に対し、次に掲げる書類をもって通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の支払い）

第8条 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金額の決定の後、市長に対し、補助金交付請求書（様式第4）により令和3年2月26日までに補助金の請求を行わなければならない。

2 市長は、請求書受領後、速やかに補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

（手続代行者）

第9条 補助事業者は、第5条に基づく補助金交付申請について、対象システムを販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きに誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ補助金交付申請を行う者及び補助事業者に関して得た情報は、神戸市個人情報保護条例に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が、第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

（補助事業者の責務）

第10条 補助事業者は、対象システムを設置する際には、販売業者や設置業者などよく相談の上、低周波音を含む騒音や振動による、周辺住居等の生活環境への影響を未然に防止するよう十分な配慮に努めなければならない。

（対象システムの処分制限及び補助金の返還）

第11条 補助金の交付を受けた者は、対象システムの耐用年数の期間（6年）内に、当該対象システムを処分しようとする場合は、事前に財産処分承認申請書（様式第5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、前項の規定により承認を受けて対象システム

を処分するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

3 市長は、第1項による財産処分の承認を行うときは、財産処分承認を申請した者に対し、次に掲げる書類をもって通知するものとする。

(1) 財産処分承認通知書（様式第6）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定の取り消し等）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって補助を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 国交付規程に基づく補助の取り消しがあったとき。

(3) その他市長が補助の決定の取消の必要を認めたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力）

第14条 市長は、補助金交付予定者又は交付を受けた者に対し、市または市関係会議等が行う調査、普及啓発事業等について協力を求めることができる。

（委任）

第15条 この要綱により定めるものの他、補助金の施行について必要な事項は、市環境局長がこれを定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 8 月 3 日から施行する。